

委員会議事録作成及び公表要領

（目的）

第1条 地方公務員共済組合連合会資金運用委員会設置要綱第8条に定める議事録（以下「議事録」という。）の作成及び公表については本要領の定めるところによる。

（記録）

第2条 議事録は、発言者名を明記の上、原則として逐語で記録する。

2 案件に係る議論と関係のない発言は、記録の対象としない。

3 聴取不能な部分は、事後に発言者に確認の上、記録する。

（記録の訂正、加筆等）

第3条 話し言葉特有の表現、同じ語句の無用な繰返し、冗長な言回し、明らかな誤り等は、発言の趣旨をそこなわない範囲で、表現を変更することができる。また不足している語句については、発言者に確認の上、訂正、加筆を行うことができる。

2 議事録は、非公表とすべき情報（以下「非公表情報」という。）が含まれる箇所を除くものとし、非公表情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条の規定の例による。

3 前項の規定により非公表情報を除く場合には、非公表情報に相当する箇所または当該箇所を含む発言全体を削除する方法により行う。

（議事録の確認）

第4条 議事録は、委員会の確認を得て作成するものとする。

（公表頻度）

第5条 議事録は、各委員会の会議の開催日から7年経過した後に1年度分毎にとりまとめて、年度に1回公表する。

（公表方法）

第6条 公表は、地方公務員共済組合連合会のホームページに掲載することにより行う。

(その他)

第7条 この要領により難い場合には、別途委員会において対応を定めるとともに、この要領を実施するために必要となる具体的事項については座長が定める。

附 則

この要領は、平成22年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。